

○計画策定にあたって

・計画策定の趣旨

本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）の規定により、過疎地域とみなされる、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域の振興発展の指針とするため、「青森県過疎地域持続的発展方針」、「むつ市総合経営計画」、「むつ市公共施設等総合管理計画」及び「新市まちづくり計画」との整合を図りながら策定するものである。